

職場における熱中症撲滅に向けた要請について


7月31日、山口労働局末廣健康安全課長が当協会を訪問、職場における熱中症撲滅に向けた要請を受けました。

山口労働局では、第13次労働災害防止計画の期間中「職場での熱中症による死亡者数ゼロ」を目標としており、気象庁において「中国地方の7月中旬の平均気温が平年差+3.1℃と1961年の統計開始以来7月中旬としては最も高くなった。」旨の発表がなされていることなどを踏まえ、熱中症対策は相当の危機感をもって取組む必要があるとしています。

要請の内容は別添のとおりです。



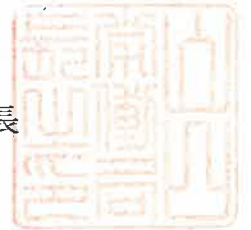
(右) 要請書を交付する末廣健康安全課長、(左) 要請を受ける当協会篠原事務局長



山口労発基 0731 第 2 号
平成 30 年 7 月 31 日

一般社団法人山口県労働基準協会長 殿

山口労働局長



職場における熱中症撲滅に向けた要請について

職場における熱中症予防につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成30年3月6日付け山口労発基0306第5号に「「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成30年度「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に基づき、7月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に御協力頂いているところですが、連日の記録的猛暑等を踏まえ、関係省庁等で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7月に実施していた熱中症対策強化月間を8月まで延長することが決定されました。

山口労働局管内においては、本年は7月25日の山口市前町では全国観測地ランキング1位となる38.8℃を記録し、気象庁において「7月中旬以降、東日本と西日本では太平洋高気圧に覆われ、晴れて気温のかなり高い日が続いており、7月中旬の平均気温は、中国地方において平年差+3.1℃と1961年の統計開始以来、7月中旬としては最も高くなった」旨の発表もなされていることから、記録的高温といえる状況にあります。

さらに、山口労働局においては、第13次労働災害防止計画の期間中『職場での熱中症による死亡者数ゼロ』を目標としており、このように記録的高温となっている状況を踏まえますと、相当の危機感を持って熱中症対策に取り組む必要があります。

このため、別添のとおり、職場における熱中症撲滅に向けた要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における熱中症撲滅に向けた要請

職場における熱中症は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、平成25年から平成29年までの5年間における熱中症による休業4日以上死傷災害については29件となり、第12次労働災害防止計画における山口労働局内の目標は達成されたところです。

また、引き続き本年についても平成30年3月6日付け山口労発基0306第5号にて、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(以下、「クールワークキャンペーン」といいます。)の実施についてお願いしたところです。

しかしながら、本年におきましては7月25日の山口市前町では全国観測地ランキング1位となる38.8℃を記録し、気象庁において「7月中旬以降、東日本と西日本では太平洋高気圧に覆われ、晴れて気温のかなり高い日が続いており、7月中旬の平均気温は、中国地方において平年差+3.1℃と1961年の統計開始以来、7月中旬としては最も高くなった」旨の発表もなされており、記録的高温となっている状況です。

第13次労働災害防止計画を踏まえて山口労働局において策定した労働災害防止に関する推進計画では、『職場での熱中症による死亡者数ゼロ』を目標としていますが、県内が記録的高温となっている状況を踏まえると、相当の危機感を持って熱中症対策に取り組む必要があります。

これらの事項を踏まえて、従来、7月をクールワークキャンペーンの重点取組期間としていたものを、引き続き8月まで延長することといたしました。

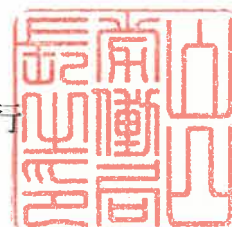
労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、熱中症の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、熱中症防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 1 クールワークキャンペーンの重点取組期間を8月まで延長するため、特に、異常を認めるときには躊躇すること無く救急隊を要請すること、WBGT値の低減効果の再確認と追加対策の検討、水分・塩分の積極的摂取やその確認の徹底及び労働者の健康管理について、引き続き重点的に実施すること
- 2 クールワークキャンペーン実施要綱の10(2)エ(ア)に掲げられた措置(WBGT基準値を大幅に超える場合における作業停止等)を徹底すること

平成30年7月31日

厚生労働省山口労働局長

金刺 義行



STOP! 熱中症

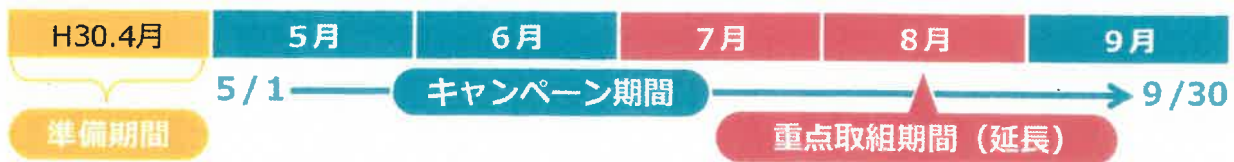
平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン







— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7、8月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> 暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。う。 
<input type="checkbox"/> 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
<input type="checkbox"/> 緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ。
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

重点取組期間（7月1日～8月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 暑さ指数に応じて、**作業の中断、短縮、休憩時間の確保**を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。**
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、**重点的に教育**を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ。**

